

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課
名 称	広報活動の推進
評 価 の 概 要	ホームページの改訂件数は、前年度と比して微増であるが、アクセス件数は前年度と比して約65万件増と大幅に増加している。 法の日週間については、各種行事の実施件数、参加者数共に相当程度増加している。 法務省見学の受入件数は減少しているが、申込みのあった団体は全件受け入れている、 法務省パンフレット配布数も前年度に比して約36%増加している。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期)
	① ホームページの改善(キッズページの創設等) ② 法の日週間のポスターのキャッチコピーについて応募とする(取組時期等については未定)。 ③ 法の日週間における業務説明等のビデオについて、法曹三者共同のビデオを制作する(具体的内容・取組時期等については未定)。
	3. その他 該当なし
備 考	法務省見学者に対して、法務省の印象、見学しての感想等についてアンケート調査を実施することとした。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課
名 称	行政事務の効率化
評 価 の 概 要	「法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画」に基づき、内部事務のうち主な57事務のペーパーレス化（電子化）の進捗状況についてフォローアップを実施した結果 1 ペーパーレス化（電子化）対象事務全体について、計画当初の平成12年度（0内）と比較すると、全て電子化されている事務は42.1%（23.2%）、一部電子化されている事務は41.9%（33.9%）及び未電子化事務は16.0%（42.9%）であり、全て電子化及び一部電子化を合わせると84.0%（57.1%）となり、電子化が進んでいるといえる。 2 未電子化の主な理由は、システム（ハードウェア）の未整備又は不具合、機能不足によるものが32.7%、職員のペーパーレス化（電子化）推進の意識が低いことによるものが27.3%等となっている。 3 電子メール・電子掲示板等の活用による効果的な事例としては、ファックスや郵送で送付していた資料等をWANに掲示したことにより、配布に要していた時間及び複写枚数等の節約を図った。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの 該当なし (3) その他 ①取組を行った時期：平成15年4月から8月 ②具体的内容 ・文書等の重複保有の解消及び執務スペースの確保・執務環境の整備を図るため、「文書等一斉整理の日」を定め実施した。 ・行政文書システム規程等の改定を行った。 ・フォローアップ結果を法務省ホームページへ公表した。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし (2) その他（具体的内容・取組予定時期） 平成12年度から3か年計画で実施した、「法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画」は平成14年度をもって終了した。引き続き、行政情報化週間等を通じて、ペーパーレス化（電子化）に対する意識向上を図ることとしたい。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力
評価の概要	専門家派遣依頼に対する達成度は100%である。研修依頼については、平成14年度はなかった。 派遣専門家の活動状況について、タイについては、現在、派遣期間の1/2を消化したところであり、フィリピンについては、パイロットプロジェクトで建設予定の非行少年教育・訓練施設の計画に際して助言を行うことで、被収容少年が置かれた処遇環境改善に寄与すると同時に、施設整備担当職員の施設計画能力の向上を促し、また、司法省の担当次官に対して政策提言を行うことで、今後の少年施設整備状況の改善にも寄与した。 以上の点から、所期の目的を達成したものと評価できる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの： 該当なし (2) 予算措置を講じたもの： 該当なし (3) その他 ①取組を行った時期： 通年 ②具体的内容 平成13年度から「施設課国際協力プロジェクトチーム」を発足させて、依頼があった場合早急に対応できる体制づくりを行っている。 本年度も継続してチームを存続させ、専門家派遣、研修員の受入れ等について適切に対応できるよう体制を整えている。 ①取組を行った時期： 随時 ②具体的内容 国際協力に対する業務能力を向上させるため、プロジェクトサイクルマネジメント（PCM）研修（（財）国際協力高等教育機構が行っている研修で、開発援助プロジェクトの「計画」「実施」「評価」という一連のサイクルに対する運営管理手法を学習する。）等を通じ、将来の派遣要請に対応できるよう適切な人材の育成に努めている。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし (2) その他（具体的内容・取組予定時期） 現在、タイ王国司法省から、国際協力事業団を通じて同国の矯正施設・制度改善のための政策助言を行う専門家派遣依頼（1名）を受け、課内において職務経験年数、語学力、適性等を総合的に判断し人材を選任して同依頼に応じており、現在、派遣期間（平成14年9月25日～平成16年9月24日）の約1/2を経過したところである。 また、平成14年度においてフィリピン共和国に派遣されていた専門家の助言による施設の完成に伴い、その成果の確認と、今後の支援体制確立のための援助受け入れ組織との意見交換等のため当課幹部職員が平成15年9月7日～10日まで同国を訪れる予定である。 さらに、現在フィリピン司法省職員を日本国内での研修に参加させるための

備 考	要請が提出されており，これに基づく研修実施依頼が平成15年度中にあった場合はこれを実施する予定である。
	3. その他 今後も積極的に対応し，国際協力を推進していく予定である。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進
評価の概要	刑事司法情勢調査等については，その調査等により，現在我が国を含む各国が直面している刑事司法制度の問題点が十分に把握できた上，それらの問題点を研究・検証する研修カリキュラムの企画立案に有効であった。また，国際研修等については，研修員から高い評価が得られ，適切な研修が実施できたと評価できる。 今後は，21世紀における国際社会の刑事司法情勢の変化（一国における犯罪からテロリズム及び組織犯罪等へ）に即応した，より充実した研修等の実施を目指す必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：新犯罪類型の分析等に関する研究会開催経費 ②概算要求額(千円)： 1, 708千円 ③具体的内容 近年，国際社会においては，テロリズムや組織犯罪等の防止が最重要かつ緊急課題とされているところ，これら新しい分野の犯罪を防止するためには，テロ資金供与罪等新たな犯罪類型の創設及び新たな捜査手法の導入が不可欠である。アジ研は国連の地域研修所としての責務を果たすため，これら21世紀における犯罪情勢の変化に対応した国際研修を実施する必要があるが，現状では新しい分野の犯罪防止策につき必ずしも十分な知識・経験を有していない。そこで，効果的な研修を実施するため，外国人の専門家及び同分野に精通している我が国の学者を招いて犯罪防止等に関する研究会を開催し，最新の情報を入手する必要がある，所要の経費を平成16年度概算要求において要求した。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 新規要求事項に加え，引き続き刑事司法情勢調査を十分に把握し，効果的な国際研修を実施する。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進
評 価 の 概 要	インドネシア、ウズベキスタン等新たに支援を開始した国に対する次年度の支援計画を策定するなど、おおむね当初の目標は達成されたと認められる。今後も、引き続き法制度の調査・研究を行い、有効適切な法整備支援計画の策定と法曹人材の養成のための体制整備に重点を置いた研修等を行う必要がある。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 民商事研修経費の充実 ②概算要求額(千円)： 7, 500千円 ③具体的内容 主な支援対象国であるアジア諸国においては、自ら質の高い法整備を行うノウハウや人材が極めて不足しており、法の整備とこれを運用する人材の育成が喫緊の課題となっているところ、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し支援を要請してきている。法務総合研究所では、支援対象国に職員を派遣するなどして情報の収集に努めてきたが、支援対象国の法体系や法の運用に関する問題を解決するためには、法制度の整備や人材育成を目的とした国際研修を実施する必要がある、既存の研修経費の一部を見直した上、所要の経費を平成16年度概算要求において要求した。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 新規要求事項に加え、引き続き法制度の調査・研究、有効適切な法整備支援計画の策定及び適切な国際研修を行う。 3. その他 該当なし
備 考	